

## 社会福祉法人布施屋保育園役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人布施屋保育園（以下「当法人」という）定款第8条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給する。

常勤、非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

### (役員等の報酬の算定方法)

第3条 報酬については、別表1に定める額を支給する。

### (公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法59条の2第3項に定める報酬等の基準として公表する。

### (改廃)

第5条 この規定の改廃は、常議員の承認を受けて行う。

### (補則)

第6条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日より施行する。

この規程は平成30年6月2日より施行する。

別表1

評議員

	報酬の額
評議会への出席	年額20,000円

理事

	報酬の額
理事会への出席	年額20,000円

監事

	報酬の額
評議会、理事会、監事監査への出席	年額20,000円